

最新コロナ対策—資金確保で、がまんの経営



●売上減で最大600万円の家賃補助！

売上が減少した企業や個人事業主の、店舗家賃や駐車料などの2/3を半年間補助する制度です。

◆家賃支援給付金（締切：2021年1月15日）

対象者	資本金10億円未満の企業／個人事業主
5月～12月の売上	① 1カ月の売上高が、前年同月比▲50%以上減少 ②連続する3カ月間の売上が前年同期比▲30%以上減少
補助額	法人最大600万円／個人300万円 法人：月額家賃75万円以下 → 賃料の2/3 × 6カ月分 (家賃75万円超：50万円+75万円超過部分の1/3) ※個人：家賃75万円を37.5万円に、同50万円は25万円に読み替え。
申請方法	2021年1月15日までに専用HP等で申請。

- ★補助額は、申請の直近1カ月の支払額で決まります！
- ★親会社や身内*へ払う地代家賃は対象外！
- *1親等の親族（両親や子、配偶者の両親、子の配偶者、その経営する会社など）

●withコロナ時代の販促方法へ見直し！

◆IT導入補助金（締切：9月30日）

中小企業対象にITツール導入による業務効率化を支援する補助金（業種によって企業規模指定あり）。補助額は30万円から450万円で、投資内容等に応じて負担経費の1/2から3/4が補助されます。

◆小規模事業者持続化補助金（締切：10月2日）

売上が前年同月比▲20%以上減少した小規模法人や個人事業主が対象。

コロナの影響を乗り越えるための販路開拓等のために投資した場合、最大100万円（経費の2/3から3/4）が補助の対象に！

補助対象となる投資の例

A	サプライチェーン毀損（部品入荷や製品供給停止）への対応	調達困難となった部品の内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓など
B	非対面型ビジネスモデルへの転換	出前注文受付用のWEBサイト開発、旅館のフロント用自動受付機導入など
C	テレワーク環境の整備	WEB会議システムの導入やIT環境整備

2つの補助金の違いは？

IT導入補助金は、指定企業（IT導入支援事業者）の登録済みソフトウェアの利用が条件。一方、小規模事業者持続化補助金は、自社専用ツールやHPなど独自の開発経費が補助対象です。

●休業手当を払えなかった社員には

コロナによる休業時、会社は社員へ休業手当を支給する義務がありますが、支給されなかった社員の救済策として、休業支援金制度が設けられています。

申請書には事業主の記入押印欄があり、“会社が協力しない”などで空欄のまま申請があがると、最寄りの労働局から会社側に連絡が入ります。社員から申し出があれば協力しておきましょう。事業主が社員分をとりまとめて申請する方法もあります。

◆休業支援金・給付金

対象者	中小企業の従業員で、会社都合で休業したが休業手当をもらっていない人
対象期間	4月1日から9月30日までの休業（4～6月分の休業は9月30日が締切）
支援金額	休業前の1日平均賃金 × 80%（上限11,000円） ×休業日数（各月の暦の日数－労働者の都合で休んだ日数）
申請方法	本人または事業主が郵送で申請

●テレワーク導入に助成金の活用！

テレワーク導入では、利用端末やソフトウェアの準備はもちろん、テレワーク時の勤怠管理の仕組みや就業規則の見直しなども必要に！

◆働き方改革推進支援助成金（締切：12月1日）

対象者 (資本金／社員数)	小売業（5千万円以下／50人以下） サービス業（5千万円以下／100人以下） 卸売業（1億円以下／100人以下） その他業種（3億円以下／300人以下） の中小企業事業主
補助対象となる経費	・クラウドサービス、特定の端末購入費用 ・就業規則、労使協定の作成変更費用 ・社員研修費用 ・テレワーク導入コンサルティング費用 など
成果目標	①評価期間中に1回以上、対象労働者全員がテレワークを実施すること ②評価期間中に、テレワークの実施回数を週間平均で1回以上とすること
補助額	・目標達成：経費の3/4(上限1社300万円) ・未達成：同1/2(同200万円)
申請方法	2020年12月1日までにテレワーク相談センターへ申請書を提出